

犯罪被害者支援に関する 3 つの検討会の最終取りまとめについて

最終取りまとめの概要は以下のとおり。

1 経済的支援に関する検討会

0 犯罪被害者等に対する給付の抜本的な拡充等。

- ・ 給付金の最高額を自賠責並の金額に近づけ、最低額についても引き上げる方向。
- ・ 特に平均収入が低い若年層の重度後遺障害者、扶養の負担の多い遺族に配慮。
- ・ 重傷病給付金対象者に対する休業給付の検討。
- ・ 財源は一般財源。
- ・ やむを得ない事情で申請期間内に申請できなかった場合に特例的な申請を認める制度の検討。

0 公的給付から漏れるものについて、民間浄財の基金による救済。

0 深刻な精神的被害を受けた被害者等に対するカウンセリングについての配慮等。

0 無差別大量テロ被害につき、政府の迅速かつ事案に即した適切な救済。

0 被害者参加制度に伴う公費による弁護士選任について、できるだけ早期の制度導入に向けた検討を行う。

2 支援のための連携に関する検討会

0 関係機関団体に、留意事項、連絡先等について記載した「ハンドブック」を作成、備付。国によるハンドブックモデル案の作成等の援助。

0 被害者の負担軽減のための「犯罪等被害申告票（仮称）」の作成。

0 全国被害者支援ネットワークによる研修カリキュラムの作成、認定制度の実施。国による研修カリキュラムモデル案の作成。

0 支援全体をマネジメントするコーディネーターを研修、育成。

3 民間団体への援助に関する検討会

0 事業費の援助等、事業を適切に推進できるような援助。

0 対象団体については、財政運営の透明性の確保等の一定の要件。

0 犯罪被害者等の視点に立った適切な事業の評価が行われることが必要。

0 早期援助団体、その指定を目指す団体及び傘団体への援助の拡充。

0 窓口部局を始め地方公共団体全体の取組を促進するため、モデル事業、地方財政措置等の検討。

0 民間資金の活用（民間団体の広報啓発への協力、国民運動の展開の検討）。

「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ(概要、1/2)

○犯罪被害者等に対する
給付の抜本的な拡充等

①犯罪被害者等給付金の最高額を自賠償並の金額に近づけ、最低額についても引き上げる方向

(参考)

※犯罪被害給付制度の最高額

障害給付金 1,849.2万円

遺族給付金 1,573 万円

※自賠償保険制度の支払限度額

重度後遺障害(常時介護) 4,000万円

死亡事故 3,000万円

②特に平均収入が低い若年層の重度後遺障害者や扶養の負担の多い遺族に配慮

③重傷病給付金対象者に対する休業給付の検討

④財源は一般財源

(罰金の特定財源化、有罪判決を受けた者からの徴収制度の創設は困難)

⑤やむを得ない事情で申請期間内に申請できなかった場合に特例的な申請を認める制度の検討

⑥支給裁定は現行どおり公安委員会で行う方向

「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ(概要、2/2)

○民間浄財の基金による支援

公的給付の拡充や既存の社会保障・福祉制度では救済が困難な場合であって、何らかの救済の手を差し伸べないと基本法の趣旨を全うできないような犯罪被害者等に対し、民間浄財からなる基金による支援を検討

○深刻な精神的被害を受けた被害者等に対するカウンセリングについての配慮等

PTSD等の精神的被害に有効とされる療法についての診療報酬の必要に応じた改定、民間被害者支援団体等におけるカウンセリング・相談の充実等

○テロ被害について政府による迅速な対応

国家、社会に対するテロ行為により無差別大量の死傷者が生じた場合、特別措置法の制定や基金の設置等により、政府において迅速に事案に即した適切な救済措置を図る

○刑事裁判への参加制度導入に伴う公費による弁護士選任について

「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」等を導入する法律の成立に伴う公費による弁護士選任について、できるだけ早期の制度導入に向けた検討を行う

「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめ(概要)

資料1-2

○ 関係機関・団体の連携ネットワークの充実・強化

- ※ 既存の関係機関・団体の主な連携ネットワーク
- ・ 被害者支援連絡協議会(都道府県レベル)
 - ・ 被害者支援地域ネットワーク(基礎的自治体レベル)
県知事部局や市担当部局、警察、地方検察庁、法テラス、弁護士会、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関、経済界、報道機関、民間支援団体などで構成



- 犯罪被害者支援ハンドブック(仮称)の作成、備付け
 - ・ 関係機関・団体相互の役割分担や連携方法等についての認識や支援・連携のために必要な知識を共有
 - ・ 基礎的自治体レベル、都道府県レベルのネットワークにおけるハンドブック作成、備付
- 国によるハンドブック・モデル案の作成
 - ・ 上記ハンドブック作成に必要な援助を行う
 - ・ 内容
 - － 支援に携わる者の心構え及び留意事項
 - － 被害者に提供すべき情報
 - － 関係機関・団体へ伝達すべき情報
 - － 関係機関・団体の概要、支援関連業務の内容、連絡先一覧
- 犯罪被害者等の負担を少しでも軽減し、スムーズな支援に資するため、被害状況等を記載できる「犯罪等被害申告票(仮称)」の作成

○ 民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修



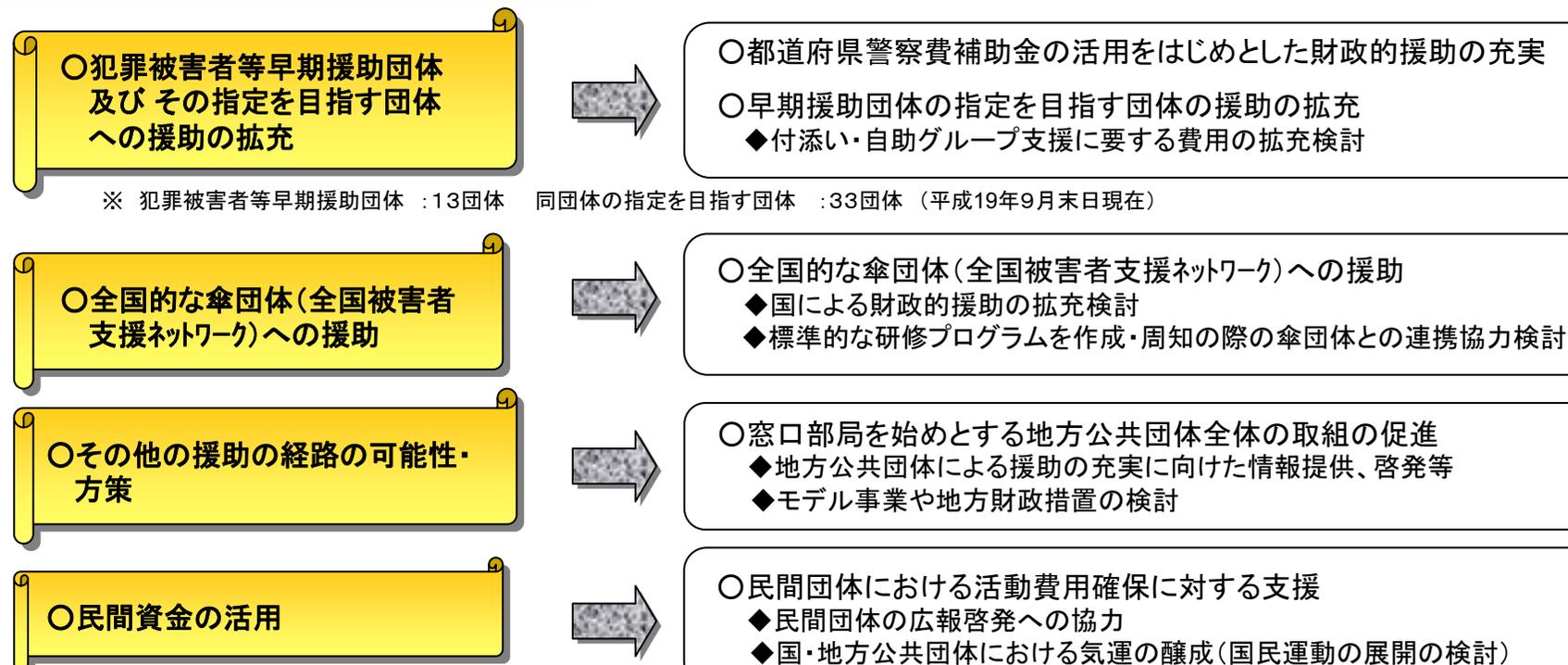
- 全国被害者支援ネットワークによる研修カリキュラムの作成・認定制度の実施
 - ・ 全国どこでも一定レベル以上の均質な支援を行うため、研修内容を統一
 - ・ 初級、中級、上級、コーディネーターといったレベル別のカリキュラムの作成と研修の実施
 - ・ 研修修了者に対して証明書を発行するといった認定制度の導入
- 国による研修カリキュラム・モデル案の作成
 - ・ 全国被害者支援ネットワークはじめ民間団体の研修に資するよう、国において、同ネットワーク等と協力し、カリキュラムのモデルを作成
- 「コーディネーター」の育成
 - ・ 上記研修カリキュラムを用いた研修の着実な実施により支援全般をマネジメントする「コーディネーター」を育成
- 民間団体において支援活動を行う者の留意事項等を記載したいわゆる「倫理綱領」の作成、遵守

「民間団体への援助に関する検討会」最終取りまとめ(概要)

1. 民間団体への公的な財政的援助を検討する際の基本的考え方

- 援助の対象となる事務の範囲 : 事業費の援助等、事業を適切に推進できるような援助
⇒相談・情報提供、付添い、自助グループ支援及びそのために必要な研修等
- 援助の対象となる団体の範囲 : 被援助事業を適正かつ確実に実施できるような一定の体制がとられている団体
⇒活動実績、財政運営等の透明性や会計処理方法、個人情報等の管理状況等
- 援助の対象となる事業について、犯罪被害者等の視点に立った適切な評価が行われることも重要

2. 援助拡充に向けた検討の方向性



支援ネットワーク形成促進事業(ハンドブック・モデル案作成事業)

資料2

犯罪被害者支援ハンドブック・モデル(案)作成趣旨

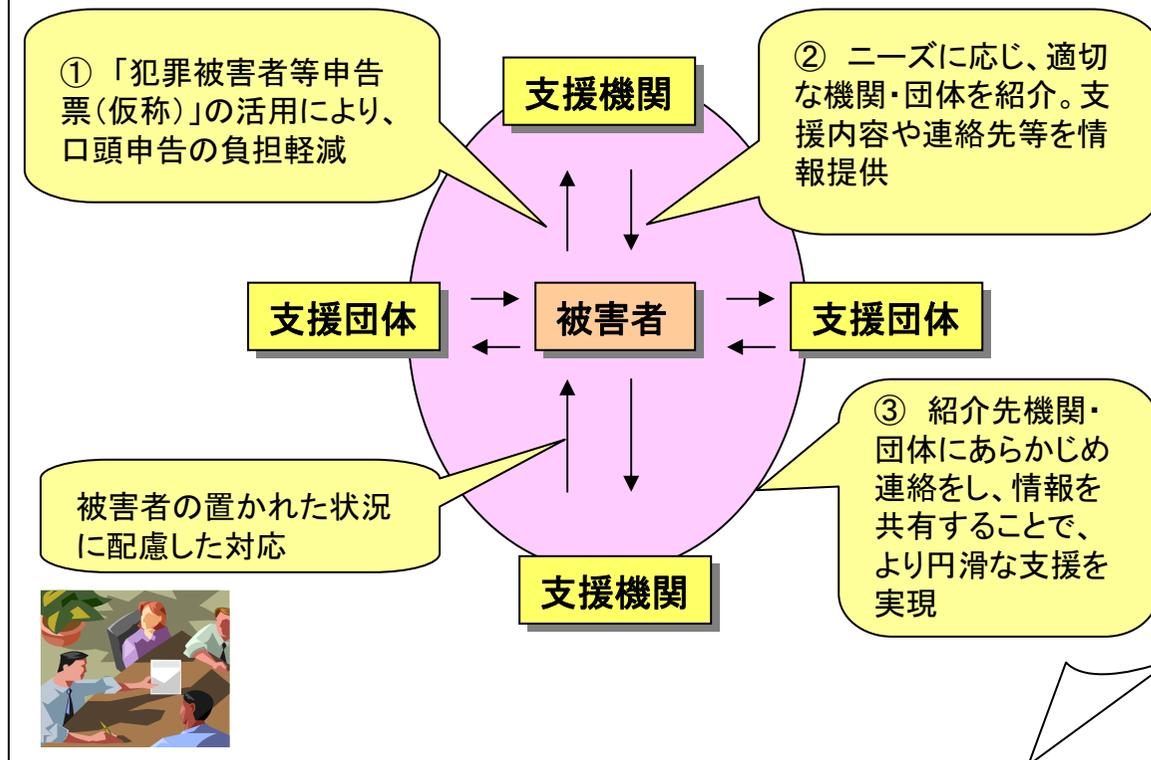
- 被害者支援連絡協議会(都道府県レベル)、被害者支援地域ネットワーク(市区町村レベル)を中心として、「犯罪被害者支援ハンドブック(仮称)」を作成して関係機関・団体に備付け、その活用を図る。
- 上記ハンドブック作成のための必要な援助として、有識者及び関係省庁の協力を得て、内閣府において標準的内容を示した「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案(仮称)」を作成。

モデル案の内容

- ① 支援に携わる者の心構え及び留意事項(犯罪被害者全般について、被害類型別について)
- ② 犯罪被害者等に提供すべき情報
- ③ 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報
- ④ 関係機関・団体の概要、犯罪被害者等支援関連業務の内容、住所、連絡先の一覧
- ⑤ 簡易な犯罪等被害の申告を行うための書式(「犯罪等被害申告票(仮称)」)



ハンドブック活用による途切れのない支援の実現(イメージ)



地方公共団体職員に対する研修事業

資料3

目的・背景

- 犯罪被害者等基本法により、地方公共団体は地域の実情に応じ、広範な施策を総合的に推進する必要。
- 犯罪被害者等基本計画により、内閣府において、知事部局における窓口部局を確認し、総合的な対応窓口の設置等を要請。

⇒窓口部局の職員等が必要とする基礎的な知識・ノウハウを体系的に修得できる場が重要。

近隣の地方公共団体で同じ業務を担当する窓口部局の職員との情報交換を通じ、連携を促進。

概要

(1) 要望の把握、内容の検討

アンケートの実施

- ・地方公共団体に対して本研修に求める内容等を調査



検討会の実施

- 有識者から意見等を聴取
- ・研修の現状やニーズ等の分析
- ・研修実施内容の検討

(2) 研修会の企画立案・実施

地域ブロック別研修会(6か所)

- 対象: 都道府県・市区町村の窓口部局職員
- 内容: 講義、事例発表、参加者による討論、ロールプレイング等



※受講者向けアンケート調査の実施

- ・次年度以降の改善点
- ・研修実施の際の留意点 等を把握

(3) 研修結果の評価等

検討会の実施

- 有識者から意見等を聴取
- ・研修事業の評価
- ・次年度以降の改善策検討



報告書の作成・配布

- ・地方公共団体レベルの研修の執務参考



効果

- 窓口部局職員の施策に対する理解や基礎的知識の修得⇒施策の総合的な推進・質の高い相談が可能に

地域における犯罪被害者等支援の普及促進(モデル事業)

資料4

「民間団体への援助に関する検討会」最終取りまとめ(抄)

○民間団体との連携協力・援助の取組の推進

地方公共団体全体における業務委託・協働実施、公募企画型事業の実施等の形で、民間団体との連携協力・援助の取組が進むことが望まれる。(中略)国においては、地方公共団体の取組が促進されるよう、(中略)先進的な取組事例を全国的に普及していく観点から、国においてモデル事業を実施することも有効な方策の一つと考えられる。

○各地域社会における犯罪被害者等支援を促進する気運を醸成するための取組の推進

「被害者に対する総合的な情報提供」、「地域における被害者支援の気運の醸成」を主な柱として、各都道府県・政令市から企画案を募集、内閣府と実施自治体との協働で事業化

平成20年度における主な実施内容(予定)

※実施地域において自治体や関係機関・団体と連携協力して実施

講演会



【提案例】

- ・大学生等の社会参加活動促進
- ・命のメッセンジャー派遣
- ・被害者問題テーマ別公開講座 等

中高生向け啓発



【提案例】

- ・命の大切さを学ぶ教室
- ・命の事業
- ・出前授業 等

研修・人材育成



【提案例】

- ・民間団体における人材育成支援
- ・市町村長を対象としたトップセミナー 等

モデル事業の実施状況や成果等を全国的に普及・啓発

地域における被害者支援の充実(支援の担い手となる人材の裾野の拡大、被害者支援の気運の醸成等)

平成20年度「犯罪被害者週間」国民のつどい事業について(案)

1 目的

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。「犯罪被害者週間」国民のつどいは、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）にあわせて実施することにより、犯罪被害者等に対する国民の理解の増進を図り、もって、犯罪被害者等に対して適切な配慮や支援がなされ、犯罪被害者等の尊厳が守られる社会づくりを推進することを目的とする。

2 開催日程(予定)

11月22日(土)	浜松大会	(浜松市)
11月25日(火)	北海道大会	(北海道)
11月27日(木)	滋賀大会	(滋賀県)
11月29日(土)	福岡大会	(福岡県・福岡市・北九州市)
12月1日(月)	中央大会	

3 今後のスケジュール(案)

6月	開催自治体と各大会の構成を決定
7月	委嘱業者の選定
8月	委嘱業者の決定・開催自治体との打ち合わせ
10月	各大会の開催要領の決定

内閣府犯罪被害者等施策推進室

犯罪被害者等施策の推進(協力依頼)

政府は、犯罪被害者等基本法及び同基本計画に基づき、現在、各般の施策を展開しています。

犯罪被害者等が被害から回復し再び平穏な生活を取り戻すためには、政府とともに施策の実施主体となる地方公共団体において、地域の関係機関・団体と連携協力し途切れのない支援を適切に行える体制を整備することが重要になります。

都道府県、市町村におかれましても、趣旨を御理解の上、御協力をお願いします。

1 地域における施策の総合的な推進について

地域における施策の総合的な推進に向けて、以下の点について引き続き御協力をお願いします。

(1) 地域の推進体制の整備

各種連絡会議の活用、職員向け研修など、地域の関係機関・団体の間で支援の必要性や各種支援制度に関する理解・情報が共有され、各自で被害者の視点に立った施策が推進されるための体制整備(施策担当窓口部局の体制整備を含む。)

(2) 被害直後から中長期にわたる途切れのない適切な支援の実施

総合的な対応窓口の充実や支援ハンドブックの作成・活用、民間支援団体の活用など、被害直後から中長期にわたり途切れのない適切な支援を実施するための関係機関・団体相互の連携協力の推進や二次被害の防止に関する取組の実施。

(3) 広報啓発

地域における被害者支援の気運の醸成や各種支援制度の周知を図るための広報啓発の実施。

2 地方公共団体との連携協力・支援について

地方公共団体との連携協力・支援を更に強化するため、平成 20 年度は、新たに以下の取組を実施します。御理解、御協力をお願いします。

(1) 内閣府における事業の実施

支援ネットワーク形成促進事業(20 年度予算:20 百万円)

1(2)で先述した支援ハンドブックのモデル案を作成するとともに、ハンドブックの作成を支援。

地域における被害者支援の普及促進事業(20 年度予算:40 百万円)

被害者への総合的な相談・情報提供や地域における被害者支援の気運の醸成に関するモデル事業を実施し、その成果を全国的に普及啓発

その他(20 年度予算:28 百万円)

地方公共団体職員向けの研修や連携促進サイトの開設

(2) 地方交付税措置

1で先述した取組を推進するため、都道府県の犯罪被害者等施策に係る地方交付税措置が新たに講じられた(20 年度事業費:6 億円程度)。